

## 平成27年度から適用される特別区民税・都民税（住民税）の主な変更点

## 1 住宅借入金等特別税額控除に関する改正

## (1) 適用期限の延長

適用期限を、居住年が平成29年（改正前：平成25年）であるものまで4年間延長することとされました。

## (2) 控除限度額の拡充

消費税率引上げに係る措置として、住宅借入金等特別税額控除の限度額の拡充措置を講じることとされました。

## ○ 住民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額

（住民税の住宅借入金等特別税額控除は、前年分の所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除の額を住民税の所得割額から控除するものです。）

居住日	各年度の控除限度額
平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等×5% （特別区民税3%、都民税2%）（最高97,500円）
平成26年4月～平成29年12月 <sup>(※)</sup>	所得税の課税総所得金額等×7% （特別区民税4.2%、都民税2.8%）（最高136,500円）

## ○ 【参考】所得税の住宅借入金等特別控除の控除限度額

## ア 一般の住宅

居住日	控除期間	各年の控除限度額
平成26年1月～3月	10年間	20万円
平成26年4月～平成29年12月 <sup>(※)</sup>	10年間	40万円

## イ 認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）

居住日	控除期間	各年の控除限度額
平成26年1月～3月	10年間	30万円
平成26年4月～平成29年12月 <sup>(※)</sup>	10年間	50万円

(※) 「平成26年4月～平成29年12月」については、住宅に適用される消費税率が8%又は10%である場合です。それ以外の場合の控除限度額は、「平成26年1月～3月」と同様です。

## 2 上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の廃止

平成26年度課税まで 軽減税率 3%（特別区民税1.8%、都民税1.2%）



平成27年度課税から 本則税率 5%（特別区民税3%、都民税2%）

[ ]内は、対応する年度の特別区民税・都民税の税率と、前年の所得税の税率

課税年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
税率		軽減税率 〔特別区民税 1.8%〕 〔都民税 1.2%〕 〔所得税 <sup>(※)</sup> 7%〕		本則税率 〔特別区民税 3%〕 〔都民税 2%〕 〔所得税 <sup>(※)</sup> 15%〕

\*前年の12月31日までに係る1年間の配当所得・譲渡所得等が対象

(※) 平成25年から平成49年までの間に生じる所得については、上記の所得税のほかに、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が課されます。

## 3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

平成26年から平成35年までの各年に金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において、毎年新規投資額で100万円を上限に、5年以内に支払を受けるべき配当所得及び譲渡所得等について、非課税とすることとされました。